

旭川市介護サービス等事業者感染症対策支援金の御案内

旭川市では、高齢者の日常生活に欠かせないサービスを提供している介護サービス等事業者に対して、新型コロナウイルス感染症の発生及び蔓延防止のための継続的な感染防止対策を支援するため、介護サービス等事業者感染症対策支援金を支給します。

対象事業所

旭川市内に事業所を有する、裏面に記載のある事業所・施設で、以下の①②③の全てに該当する事業所が対象です。

①次のいずれかに該当すること

ア 令和4年4月1日時点に、各根拠法令に基づく指定・認可・届出・に基づく登録がある。

イ 令和4年4月2日から6月30日までの間に、新規に、各根拠法令に基づく指定・認可・届出・登録している。

②令和4年8月31日までの間において廃止又は休止の予定がないこと

③令和4年4月（又は開設月以降）にサービス等の利用者（※）がいること
※医療保険サービスの利用者は対象外です。

申請期限

令和4年8月31日（水）まで

実績報告期

令和5年2月10日（金）まで

※提出期限にかかわらず、支出完了後、速やかに報告してください。

支給金額

1事業所につき 8万円～60万円

※事業所の区分及び利用者数によって金額が異なります。

詳細は、裏面の感染症対策支援金の支給額を確認してください。

～申請の手続き～

■ 申請受付

郵送又は電子メールにて提出

以下の①②③④を事業者（法人）で一括して提出してください。

※申請は事業所ごとではなく、法人ごとに受け付けます。

①様式第1号 旭川市介護サービス等事業者感染症対策支援金支給申請書

②様式第1号 別紙 申請事業所

※様式は旭川市ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/10013/10014/d070974.html>

（紙での配付が必要な場合は、御連絡ください。）

■ 支給決定

提出のあった申請書類を審査し、支給決定通知書を郵送します。

■ 支 給

申請から2～3週間程度

口座振込申出書に記載された口座に振り込みます。

■ 実績報告

Webの入力フォームで報告

簡単な
入力です！

Webの入力フォーム

[https://logoform.jp/form/
iLZf/108514](https://logoform.jp/form/iLZf/108514)



又は郵送・電子メールで提出（様式第6号・様式第6号別紙）

旭川市介護サービス等事業者感染症対策支援金

◆ 対象事業所一覧

区分	入所施設	有料 (住宅・健康型)	その他 (訪問系、通所系など)
法令	介護保険法・老人福祉法	老人福祉法・高齢者住まい法	介護保険法
事業所種別	①特別養護老人ホーム	①住宅型有料老人ホーム	(訪問系)
	②介護老人保健施設	②健康型有料老人ホーム	①訪問介護(※夜間対応型、定期巡回・随時対応型含む)
	③介護療養型医療施設	③サービス付き高齢者向け住宅	②訪問入浴介護
	④介護医療院	(※特定指定入居者生活介護の指定施設以外)	③訪問看護
	⑤短期入所生活介護(単独施設) (※基準該当事業所を含む)		④訪問リハビリテーション
	⑥認知症対応型共同生活介護		(通所系)
	⑦小規模多機能型居宅介護 (※利用者算定期間において宿泊利用者が居ない場合においては、その他の区分)		①通所介護(※認知症対応型、地域密着型含む)
	⑧介護付き有料老人ホーム		②通所リハビリテーション
	⑨サービス付き高齢者向け住宅 (※特定指定入居者生活介護の指定施設に限る)		(相談系)
	⑩養護老人ホーム		①居宅介護支援
	⑪軽費老人ホーム		②介護予防支援
	⑫生活支援ハウス		③介護予防アマネジメント

◆ 感染症対策支援金の支給額

1日当たり平均利用者数	入所施設	有料 (住宅・健康型)	その他 (訪問系、通所系など)
1~20人以下	200,000円	120,000円	80,000円
21~60人	400,000円	240,000円	160,000円
61人以上	600,000円	360,000円	240,000円



留意事項

➤ 1日当たり平均利用者数の算定は、次のとおりです。

1. 福祉用具貸与、居宅介護支援(地域包括支援センターからの委託件数を含む)、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(地域包括支援センター直営分)

令和4年4月の総利用者数を事業所営業日で割り返し算定します。
2. 上記に該当しない事業所・施設(※小規模多機能型居宅介護は宿泊者数を利用者数とします)

令和4年4月における日々の利用者数の合計数(延べ利用者数)を事業所営業日で割り返し算定します。
小規模多機能型居宅介護のうち、利用者算定期間において宿泊利用者が居ない場合においては、その他の区分で申請し、日々の利用者数の合計数(延べ利用者数)を事業所営業日で割り返し算定します。

➤ 事業所は、次の場合を除き、指定事業所ごとに感染症対策支援金の額を算定します。

- 同一事業所において、異なる種別の事業を一体的に実施している事業所は、1事業所として算定します。
 - ・介護予防、第1号事業は、利用者数を介護事業に含め、1事業所・施設として算定します。
 - ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、軽費老人ホームに併設している短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)及び認知症対応型共同生活介護に併設している通所介護(共用型認知症対応型)は、入所施設に利用者数を含め、入所施設1施設として算定します。
- 訪問介護のサテライト事業所については、サテライト事業所の利用者を含め、1事業所として算定します。

◆ 感染症対策支援金の対象経費

項目	摘要（例）
衛生用品、防護用品等の物品購入	マスク、手袋、防護衣、消毒液等
施設、設備の整備（改修・新規設置）に要する経費	換気設備の改修、パーテイション等の設置等感染症対策に有効と判断される改修や設備の設置に要する費用
感染症検査費用	PCR検査費用、抗原検査キット購入費用等
感染性廃棄物処理費用	感染性廃棄物の処理に係る費用
消毒、清掃費用	感染者又は濃厚接触者に対応した場合の消毒、清掃費用
外部専門家等による研修実施、研修受講に要する経費	感染症対策に係る研修の実施、受講に要する費用 (講師謝金、旅費、会場費等)
追加的人件費	危険手当、消毒作業等の超過勤務手当等



留意事項

- 令和4年4月1日から令和5年1月31日までに支払を完了する経費が対象です。
- 感染症対策が主な用途と判断できない備品、消耗品等は対象経費にはなりません。

【対象経費にならないものの例】



パソコン、タブレット端末、掃除機、洗濯機、血圧計、椅子、テーブル、車椅子、トイレットペーパー、ティッシュペーパーなど。判断が難しい場合は、事前にご相談ください。

- 他の事業等の補助を受けているものは対象経費にはなりません。

ただし、自己負担が生じているものについては、自己負担分について、対象経費とすることができます。

- 実支出額が支給額を下回った場合は、差額を返還していただきます。

「N95マスク」等の防護用品について

感染者発生時に装着が推奨される「N95マスク」について、事業所に備蓄がないため、

感染者発生時の初動対応が遅れる例が多くみられます。

いざというときのために「N95マスク」をはじめとする防護用品の購入・備蓄をご検討ください。



◆ 感染症対策支援金 FAQ

Q. 4月の実績を基に平均利用者数を算定すると、新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えが回復していないため、通常より金額が低い区分になります。

(A) 4月の実績を基本としますが、新型コロナウイルス感染症の影響など、特段の理由がある場合には、令和4年5月から7月までの任意の一月をもって算定することができます。申請の際に、理由書を添付し、任意の一月で算定してください

Q. 5月に新規開設した事業所のため、4月の利用実績がありません。

(A) 開設月から7月までの、任意の一月をもって算定することができます。申請の際に、理由書を添付してください。

◆ 感染症対策支援金 FAQ

Q. 施設入所や事業所の利用者の中には、旭川市民ではない方や保険者が旭川市ではない方がいます。

(A) この支援金は旭川市内に事業所があり、介護・障害福祉サービス等を提供している事業所を支援するための感染症対策支援金ですので、利用者については、住民票の有無や保険者を問いません。ただし、医療保険サービスのみを提供している場合は、対象となりません。

Q. 居宅介護支援の平均利用者数に係る総利用者数の記載の仕方がわかりません。

(A) 福祉用具貸与、居宅介護支援（地域包括支援センターからの委託件数を含む）、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（地域包括支援センター直営分）については、令和4年4月の給付管理を行った件数が総利用者数となります。

営業日に「1」を記載していただき、その合計（4月の営業日数）で総利用者数を割り返した人数が平均利用者数となります。日々の利用者数は記載不要ですので、空白のままとしてください。

Q. 住宅型有料老人ホームと併設の訪問介護事業所があります。申請はどのようにしたらよいですか。

(A) 届出、指定を受けている事業所それぞれが支給の対象となりますので、2事業所分を申請することができます。利用者数は、有料老人ホームは、令和4年4月1日～30日における各日の入所者数（入退院や入退所の変動がない場合は、全て同じ人数となります。）、訪問介護事業所は各日のサービス提供者数（実数）により、平均利用者数を算定します。

Q. 申請から給付金の支給を受けるまで、どのくらいの期間がかかりますか。

(A) 申請の受付から2～3週間程度を予定しています。

また、振込前には、支給決定通知が事業者（法人）に送付されます。

振込口座情報等に誤りがあった場合は、口座振込が遅れますので、誤りがないようご注意ください。

Q. 令和5年1月31日までに支給額全額を使い切れなかった場合は、内部留保資金としてもよいですか。

(A) 支援金については、内部留保資金とすることはできません。

実支出額が支給額を下回った場合にはその差額を返還してもらうこととなります。

◆ お問合せ・申請先

〒070-8525

旭川市6条通9丁目 旭川市役所 総合庁舎2階

旭川市福祉保険部 長寿社会課 地域包括ケア推進係

電 話： 25-9797

F A X： 29-6404

E-mail : chojushakai@city.asahikawa.lg.jp